

# 東都医療大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 東都医療大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、東都医療大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の教育理念は、「生命を尊重し」「医療人を育成すること」としており、「ヒューマンケアを実践できる看護師等の養成」と「地域貢献」を特色としている。関係法令に照らし、大学として適切な目的を掲げている。学外に向けてはホームページ、学生に対しては、ホームページや学内の掲示の他、学生便覧を通じて教育理念・教育目標・ディプロマポリシー等を周知している。大学の使命・目的を反映し、中長期計画、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を策定している。

#### 「基準2. 学修と教授」について

入学者選抜は面接を実施し、入学定員充足率は概ね適切である。学生の学修及び生活等全般に関してはチューター制を導入し、就職や進学に関してはキャリアセンターを設置するなど、教職協働で相談・支援を行っている。カウンセラーは配置されていないが、学生相談室にて教員が相談に乗り、学外の専門機関を無料で利用できるシステムを用意している。意見箱や「学生満足度アンケート」では、書面にて丁寧に回答している。

専任教員は32人で大学設置基準を満たしている。教員の採用に関しては、公募で3年任期制を導入している。校地、校舎、運動場、体育施設、講義室、演習室、実習室、研究室、図書館、キャリアセンター等、大学設置基準を踏まえ教育環境を整備している。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

学校教育法、私立学校法等の各種法令を遵守し、環境保全、人権、安全に関する各種規則も整備している。寄附行為に基づき、理事会、「法人運営協議会」「法人運営会議」が機能し、理事長、教授会、学長のもとに各委員会が置かれている。また「外部評価委員会」も設置されている。副学長2人、学長補佐（看護学を専攻する教員）にて学長を補佐する手厚い体制となっている。

平成26(2014)年度に中期計画を策定し、この計画に基づいた大学運営を行っている。法人全体の貸借対照表関係比率では、多くの指標において良好な数値を示しており、財政基盤は安定した状態にある。会計処理は、学校会計基準等の法令及び「学校法人青淵学園会計規程」「会計規程施行規則」等の諸規則に基づき適正に行われ、監査は、監事及び独立監査人により実施されている。

#### 「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は、平成24(2012)年度から行われ、平成26(2014)年度より独立した委員会が発足し、今後は毎年実施する予定である。最新の「自己点検・評価報告書」はホーム

ページで公開するとともに、全教職員に冊子を配付し、最新の報告書を図書館に配備している。平成 25(2013)年度の「自己点検・評価報告書」の中からは、研究室の環境問題等が課題として学長及び教授会に報告され、大学運営の改善・向上に反映されている。

総じて、大学は、平成 21(2009)年開設の若い大学であり、医療人を育成することを理念とし、諸規則、自己点検・評価の体制を整備しつつある。「法人運営会議」「法人運営協議会」「学園運営会議」が毎月開催されており、管理部門と教学部門の連携が図られている。入学定員充足率等は概ね適切で、財政基盤は安定した状態にある。チューター制等により、学修及び学生生活等全般に関して教職協働で指導・助言・支援が行われている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取り組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」「基準 B.臨地実習」については、各基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

大学の教育理念は、設置認可申請書において、「生命を尊重し、人間の尊厳と基本的権利を理解するとともに、学問的基礎の上に専門的な実践能力をもち、地域の保健・医療・福祉の担い手としてリーダーシップを発揮し、学問の発展にも貢献できる医療人を育成すること」としている。この教育理念から大学の目的は、学則第 1 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療に関する幅広い専門知識と技術を教授研究するとともに、人間性・倫理性・協調性を備えた人材を育成し、地域の保健・医療・福祉の向上に寄与すること」と記されている。この目的を達成するために、ヒューマンケア学部看護学科では、その意味・内容を四つの教育目標として定め、具体的かつ簡潔に文章化している。

##### 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

###### 1-2-① 個性・特色の明示

###### 1-2-② 法令への適合

###### 1-2-③ 変化への対応

**【評価結果】**

基準項目 1-2 を満たしている。

**【理由】**

大学の個性・特色である「ヒューマンケアを実践できる看護師等の養成」と「地域貢献」を大学の使命・目的及び教育目的に明示している。「地域貢献」では、図書館の開放、公開講座、講演会、出張講義、看護師への継続教育の支援、研究会の開催等、大学が開設されてからの期間が短いにもかかわらず、取組みへの努力が認められる。

学校教育法第 83 条、大学設置基準第 2 条、教育基本法第 7 条等関係法令に照らして、大学として適切な目的を掲げている。

社会の変化への対応に関して大学は、「平成 24 年度に完成年度を迎えたところであり、その歴史も浅く、未だ見直しを必要とする時期ないしは段階に至っていない」としているが、時代の変化、社会情勢の変化に対応するため「法人運営会議」等にて必要に応じて使命・目的及び教育目的について検討を始めている。

**1-3 使命・目的及び教育目的の有効性**

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

**【評価結果】**

基準項目 1-3 を満たしている。

**【理由】**

「運営協議会」の開催頻度は多く、大学の使命・目的及び教育目的は、理事長、学長等役員間で協議されている。また、大学開設後は全学の研修会で取上げるなど、役員のみならず教職員の理解や支持が得られるように努めている。新任教職員に対しては、「新教職員理念研修委員会」により使命・目的及び教育目的が明確に伝えられている。

学外に向けて、ホームページに教育理念・教育目標・ディプロマポリシーを掲載し、公表している。学生に対しては、ホームページや学内の掲示の他、学生便覧にも教育理念・教育目標・ディプロマポリシーが掲載されており、学生が常に教育目標を意識するような工夫がなされている。

大学の使命・目的を反映し中長期的な計画、三つの方針を策定している。大学が設立されて 7 年目と新しく、大学の設置審査で付された留意事項への対応があるため、中長期計画に関する具体的な実施事項に関しては、優先順位を付けて取組んでいる。

学部・学科の編制や、「研究センター」の設置により使命・目的を達成するために必要な教育研究組織が構成されている。

**基準 2. 学修と教授**

**【評価結果】**

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**2-1 学生の受入れ**

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**【評価結果】**

基準項目 2-1 を満たしている。

**【理由】**

アドミッションポリシーは、大学の理念及び教育目標に基づいて明示されており、ホームページや学生募集要項で公表されている。また、オープンキャンパスや進路説明会等で、受験生、その保護者及び高校の進路指導担当教員等にも説明が行われており、多くの人に周知されている。

入学者選抜は、アドミッションポリシーに対応して行われている。全ての入試区分（大学入試センター試験利用試験を除く）で面接を実施し、配点を高く設定するなど、アドミッションポリシーに沿った学生の受入れに関する工夫がなされており、入学定員充足率及び収容定員充足率は、開学年度より概ね適切である。

**2-2 教育課程及び教授方法**

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

**【評価結果】**

基準項目 2-2 を満たしている。

**【理由】**

教育課程編成方針は、大学の教育目的に沿って規定されており、学生便覧・シラバス・ホームページ等に明示されている。教育課程編成方針に基づいて体系的な教育課程が編成されている。また、履修登録単位数の上限についても、学生便覧に明記している。

教授会のもとに FD(Faculty Development)委員会を設置し、研修会や講演会等を開催しているほか、授業評価アンケートを実施している。また、平成 26(2014)年度より教員表彰の規則が設けられ、表彰を受けた教員から、表彰対象となった授業科目における工夫等、教員の教育力を高めるヒントに関するレクチャーが行われている。教授方法の改善を進めるための組織体制は整備されつつある。

**2-3 学修及び授業の支援**

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教務委員会を中心として、関連する教職員が協働して学修及び授業支援に取り組み、専任・兼任の助手が授業の支援を行っている。加えて、チューター制を導入し、学生の学修及び生活等全般に関して指導・助言・支援を行っている。また、新入生を対象とした宿泊を伴うリメディアル研修を実施し、入学後の学修や大学生活が円滑になるように配慮している。

オフィスアワー制度を実施し、シラバスや掲示等で学生に周知している。臨地実習指導で不在の専任教員に関しては、オフィスアワー以外でも臨機応変に学生対応がなされている。

意見箱の設置のほか、授業評価アンケート及び学生満足度アンケートにより学生の意見等をくみ上げ、学修及び授業支援の体制の改善に努めている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は、学則及び履修規程等に明確に定め、学生便覧等にも明記して厳正に適用している。また、入学前に修得した単位については、学則及び「東都医療大学入学前の既修得単位の認定に関する規程」に基づき、適正な範囲で認定している。

現時点で GPA(Grade Point Average)による成績評価は行われていないが、予算計上により教務システムの変更を早急に行い、平成 28(2016)年度には特待生の選考や学修指導の基準の一つとして活用する計画である。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリアセンターを設置し、教職協働で就職や進学に関する相談・支援を行っている。

また、学生委員会を中心に、学年進行に応じたキャリアガイダンスを計画・実施するなど、キャリア教育のための支援体制が整備されている。

国家試験対策に関しては、「国家試験対策委員会」が中心となり、年間計画に従って模擬試験及び対策講座、低学力者サポートの実施等による支援活動を行っている。また、国家試験不合格者への支援では、面談や模擬試験及び対策講座等の情報提供を行っている。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

教育目的の達成状況を、授業評価アンケートだけでなく、学生満足度アンケートや卒業生アンケート等により点検・評価している。「授業評価アンケート」では、授業担当教員に当該科目の集計個表とアンケートの原票が送付され、教員は自由記述への回答を得た上で、回答書を作成している。回答書は教授会に報告後、図書館に配置され、学生及び教職員が閲覧可能な状態となっている。また、評価点の低い教員に対しては、学部長による面接指導が行われ、各科目の授業方法・内容に関しては、異なる教員によるレビューや授業計画の検討が行われるなど、学生の関心やニーズに対応した授業改善に努めている。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

#### 【理由】

学生生活での助言・相談等のためチューター制をとっており、1年生から4年生までの学生16人程度を1人の教員が入学から卒業までの4年間継続して担当している。学生の精神的な不安や悩みに関しては、学生相談室を設け、専任教員が対応している。保健室では応急処置に必要な医薬品を常備している。教職員でないカウンセラーは配置されていないが、学外のNPO法人「心のケア・とまり木」を無料で利用できるシステムを用意している。

学生のサークル活動等には教員が顧問を担当するとともに大学が財政的なサポートを行っている。学生の意見・要望の把握に関しては、意見箱が置かれ、理事長が開錠し、「運営協議会」で討議、対応している。学生満足度アンケートや意見箱の意見・要望に対しては、要望に添えない場合も含め、書面にて丁寧に回答している。



## 2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

### 【理由】

年齢構成に偏りがあるものの、専任教員数は 32 人で、大学設置基準を満たしている。教員の定着率の低さ（離職率の高さ）については、現在、改善に向けて「教員組織検討委員会」等で検討・分析を行っている。

教員の採用・昇任に関しては、「人事委員会規程」を設け、理事長のもとに「人事委員会」を設置している。採用に関しては公募し、3 年任期（ただし更新可）の任期制を導入している。

平成 26(2014)年度より、優れた教育方法等を実践し、教育上の高い評価を受けた教員を表彰している。その選出方法の妥当性に関しては現在検討している。教育・指導に関する能力向上のため FD 研修や助手教育研修が実施され、教育評価に関しても「教育・研究活動報告書」に基づき学長から指導が行われている。

### 【参考意見】

○専任教員の年齢構成については、51～60 歳の年代が占める割合が高いため、バランスに配慮されたい。

## 2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

### 【理由】

校地、校舎、運動場、体育施設、講義室、演習室、実習室、研究室、図書館、キャリアセンター等大学設置基準を踏まえ適切に整備している。コンピュータ等 IT 施設は定員 400 人に対して 70 台のパソコンと適切な台数である。図書館は、図書 23,000 冊、学術雑誌 76 誌、電子ジャーナル 6 種、視聴覚資料 725 点を所有しており、平日は 20 時まで、土曜は 15 時まで開館している。講義室、実習室、演習室等の他に、国家試験対策の学習スペースが確保されている。全ての施設・設備は耐震基準を満たし、安全性を確保している。また、

校舎にはエレベータを備えバリアフリーに対応している。

講義、演習、実習等授業の形態に合わせ、クラスサイズは適切に管理されている。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 【理由】

大学の経営は、学校教育法、私立学校法等の各種法令を遵守しつつ寄附行為及びその他の関連諸規則に基づき適切に行われており、経営の規律と誠実性は維持されている。また、「中期目標・中期計画」を策定し、大学の使命・目的の実現へ向けた継続的努力を行う体制が確立されている。

大学運営における環境保全、人権、安全に関する各種規則も整備されている。また、「公益通報者保護規程」を定め、公益通報に関する秘密の保持や不利益な取扱いの禁止等、人権への配慮もなされている。「危機管理マニュアル」や「火災発生時の行動マニュアル」等は、緊急時に対応できるように図を使って分かりやすく作られており、安全への対策が施されている。

教育情報・財務情報等の公表については、主としてホームページを利用した公表が誠実かつ的確に実行されている。

#### 3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 【理由】

理事会は、寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関として位置付けられ、適切に運

営されている。理事の選任についても寄附行為にのっとり適切になされており、平成26(2014)年度の各理事の理事会への出席率は高い。また、「法人運営会議」等の会議体の設置により機能性が発揮され、好適な補佐体制が整備されている。

理事会の中での理事長と学長の役割について、理事長は法人を代表する業務の総理であり、学長が教学の責任者であることが明言され、適切な責務分担がなされている。また、各理事の職務分担も明瞭化され、非常勤理事の執行を含め好適に運用されている。

また、理事会欠席時の委任状について、審議議案ごとの賛否の記載が可能となっており、適切に運用されている。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

#### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 【理由】

理事会、「法人運営協議会」「法人運営会議」が各々の設置趣意に従い好適に機能している。理事長、教授会、学長のもとに各種委員会が置かれ機能している。学長と教授会の位置付けに関し、「東都医療大学学長が教授会に意見を聞く事項に関する規程」として定められている。「外部評価委員会」が設置され、自己点検評価書への具申や中期計画作成の必要性などが提起された。

学長を補佐する体制として、副学長を2人置き、「組織規程」を改正し、学長の命を受けて校務を司ることができるものとしている。また、学長補佐（看護学を専攻する教員）を置く手厚い体制となっている。一方、IR(Institutional Research)室等の調査・企画部門の整備はこれからの状況であり、今後の進展と実質化に期待したい。また、中期計画の中で「経営及び教学部門の改善充実」が策定され、学長がリーダーシップを発揮できる体制が示されている。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### 【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

#### 【理由】

理事長、理事、学長、事務局長で構成された「法人運営会議」が毎月開催されるほか、

学部長、学科長をも含めた「法人運営協議会」や「学園運営会議」が毎月2回以上開催されており、管理部門と教学部門の連携が図られ、法人と大学が相互にチェックする体制にある。

「監事監査規程」が整備され、「監事監査チェックリスト」によって監事の職務内容が細かく定められている。また、監事は理事会・評議員会で必要に応じて意見を述べている。

全教員を対象とした「教員連絡会議」を開催し、大学の方針・決定事項の情報を伝えることができおり、教員アンケートと併せて教員の意見をくみ上げる仕組みが構築されている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

担当役員制のもと、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制が確保されている。

「組織規程」や「事務分掌規程」等によって事務体制が構築され、職員は分掌上、組織編制され、各委員会等に配置されている。

日本私立大学協会が主催する各種研修会への参加等の SD(Staff Development)研修が行われており、組織と個別の職能開発が実践されている。

今後の教育改革により業務の増加が見込まれる中、職員の適正人員を検討され、対処されることを期待する。

### 3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度にわたる 5 か年の中期計画は平成 26(2014)年度に策定し、平成 27(2015)年度以降はこの計画に基づいた大学運営を行っている。

法人全体の貸借対照表関係比率では多くの指標において良好な数値を示しており、財政基盤は安定した状態にあると判断できる。帰属収支差額は開設 3 年目の平成 23(2011)年度

から黒字に転換し、平成 25(2013)年度には消費収支差額においても収入超過となるなど、経営状況も健全な状態で推移している。平成 26(2014)年度は、法人全体としての帰属収支差額が支出超過となったが、中期計画に基づく経費削減等が検討されており、平成 27(2015)年度以降は、再び、収支バランスの回復が見込まれる。

また、外部講師による科学研究費助成事業の講習会を開催したほか、積極的に寄附金募集を行うことも計画するなど、外部資金の獲得にも努めている。

### 3-7 会計

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

#### 【理由】

会計処理については、学校法人会計基準等の法令及び「学校法人青淵学園会計規程」「学校法人青淵学園会計規程施行規則」等の諸規則に基づき、適正に行われている。予算外支出や誤り等を未然防止するためのチェックは大学の会計係と法人事務局が連携して行っており、予算執行についても適切に管理されている。また、予算とかい離のある科目がある場合は、補正予算を編成し対応している。

監事及び独立監査人による監査は、監査計画に基づき厳正に実施されている。平成 26(2014)年度からは「内部監査室」を設置し、事業計画の実施状況等の業務監査及び予算執行や資産管理状況等の会計監査を行うなど、監査体制をより一層強化している。

### 基準 4. 自己点検・評価

#### 【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 4-1 自己点検・評価の適切性

##### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

##### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

##### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

#### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 【理由】

「自己点検・評価委員会」は、平成 26(2014)年度より「FD 委員会」と分離し、同時に、新たに定められた「東都医療大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、大学の使命・目

的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。点検・評価は、「自己点検・評価委員会」の各委員らが基準項目ごとに分担して行うほか、必要に応じて専門部会を置いて行うことも可能としている。また、「外部評価委員会」において「自己点検・評価報告書」に関する意見聴取を行うなど、自己点検・評価に関する客観性・妥当性をより一段と高めるとともに教育水準の更なる向上に努めている。

自己点検・評価は、平成 24(2012)年度から行われており、その後は平成 25(2013)年度、平成 27(2015)年度と実施されてきた。今後についても、「東都医療大学自己点検・評価委員会規程」にのっとり、周期を毎年として実施する予定で準備を進めている。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 【理由】

自己点検・評価の実施に当たっては、「自己点検・評価委員会」の各委員らが基準項目ごとに役割分担し、現状把握のための調査・データの収集を十分に行った上で、エビデンスに基づいた分析を行っている。エビデンス等の資料の作成や保存については、日頃から一元的にデータ収集するなど、大学の管理運営上のシステムとして確立している。また、今後は、基準ごとに専門部会を置き、調査・分析をより一層強化すべく体制づくりを検討している。

最新の「自己点検・評価報告書」はホームページで公開するとともに、全教職員に冊子を配付し、学内共有に努めている。また、学生や一般市民が閲覧できるように最新の「自己点検・評価報告書」を図書館に配備している。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

##### 【理由】

「東都医療大学自己点検・評価委員会規程」において、「学長および教授会は、報告書の内容を検討のうえ、必要な措置を講じなければならない」と定めている。平成 25(2013)年度の「自己点検・評価報告書」の中からは、研究室の環境問題等が課題として学長及び教授会に報告されている。これらの課題について、管轄する委員会や担当部局が検討を重ね、実際に改善するところまでこぎ着けており、自己点検・評価の結果は大学運営の改善・向

上に反映されていると言える。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準 A. 社会連携

#### A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

##### A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

#### A-2 地域貢献・社会連携を円滑にするための組織とその運営

##### A-2-① 地域貢献・社会連携を円滑にするための組織とその運営

### 【概評】

図書館、体育館等の大学施設の社会への開放、市民対象の「公開講座」、県内の看護職員を対象とする「リフレッシュ教育」、そして「子ども大学ふかや」「ふかや市民大学」等への教職員・学生の参画等、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供が実施され、地域・社会連携を念頭に置いた実績が蓄積されつつある。

地域貢献・社会連携を円滑にするための組織とその運営については、平成 26(2014)年に締結した埼玉県深谷市との連携協定に基づき、市との共同事業として実績を挙げている「オレンジカフェ東都」（認知症カフェ）の展開等が学内の「地域連携委員会」を核として着実に実施されている。また、大学教職員のみならず学生ボランティアである「地域連携サークル」が組織され、学生の参画による地域貢献が実践されており、行政との連携のもと目的に沿った好適な組織が構築され実質的な運営がなされている。

今後は、地域内の他の高等教育機関との連携等も視野に入れ、「知」の拠点として更なる地域貢献に努めることを期待する。

### 基準 B. 臨地実習

#### B-1 臨地実習の教育上の評価及び実施状況並びに実施上の工夫

##### B-1-① 臨地実習の教育上の評価及び実施状況並びに実施上の工夫

#### B-2 臨地実習の支援等するための仕組みとその運用状況

##### B-2-① 臨地実習の支援等するための仕組みとその運用状況

### 【概評】

各実習前に実施されるオリエンテーションでは、大学の個性・特色である「ヒューマンケアを実践できる看護師等の養成」を意識して実習目的等が話されているが、今後は更なる意識付けを行うためにも実習評価にその視点を含める等の対応に期待したい。

実習施設及びその実習指導者に対する理解と連携協力の促進を目的に、平成 26(2014)年

## 東都医療大学

度に「東都医療大学臨床教授等の称号授与に関する規程」を制定し、称号の授与が行われている。これにより、称号を授与された者の指導上に良好な意識変化が見られたとのものであり、規則制定の意義が認められる。

平成 29(2017)年度の第 2 回のカリキュラム改正では、講義・演習・実習を円滑に統合するために科目内容を強化する計画であり、それに合わせて実習目的に適合した施設の開拓を進め、臨地実習の内容も更に充実することに期待したい。



